

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第3区分

【発行日】令和2年5月7日(2020.5.7)

【公表番号】特表2019-520470(P2019-520470A)

【公表日】令和1年7月18日(2019.7.18)

【年通号数】公開・登録公報2019-028

【出願番号】特願2019-520475(P2019-520475)

【国際特許分類】

C 08 L 67/06 (2006.01)

C 08 K 9/04 (2006.01)

【F I】

C 08 L 67/06

C 08 K 9/04

【誤訳訂正書】

【提出日】令和2年3月27日(2020.3.27)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0090

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0090】

特に好ましい第四級アルキル-アンモニウム塩は、一般式($C_{1~10}$ -アルキル) n ($C_{12~22}$ -アルキル) m (ベンジル) p N $+X-$ (式中、 $n+m+p=4$ 及び $n=1$ 、 2 又は 3 、 $m=1$ 又は 2 、 $p=0$ 又は 1 及び $X-=$ ハロゲン化物、スルフェート、ニトレート、水酸化物、アセテート又はホスフェート、好ましくは、塩化物、臭化物又はメチルスルフェート)によって記載できる。特に好ましい第四級アルキル-アンモニウム塩として、塩化ジメチルジ($C_{14~18}$ -アルキル)アンモニウム、塩化メチルベンジルジ($C_{14~18}$ -アルキル)アンモニウム、塩化ジメチルベンジル($C_{14~18}$ -アルキル)アンモニウム及び硫酸ジメチル(2-エチルヘキシル)($C_{14~18}$ -アルキル)アンモニウム、塩化トリメチル($C_{14~18}$ -アルキル)アンモニウム及び好ましい選択の2種以上の混合物がある。上記の $C_{14~18}$ アルキル基は、好ましくは、水素化獸脂-アルキル基(a hydrogenated tallow-alkyl group)である。

【誤訳訂正2】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0091

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0091】

塩化ベンジル-二水素化獸脂-メチルアンモニウム(benzyl-dihydrogenated tallow-methyl ammonium chloride)及び塩化ジメチル-二水素化獸脂アンモニウム(dimethyl-dihydrogenated tallow ammonium chloride)及びそれらの混合物が最も好ましい。両者の混合物が使用される場合には、塩化ベンジル-二水素化獸脂-メチルアンモニウム及び塩化ジメチル-二水素化獸脂アンモニウムの総量に基づいて、60、70、75又は80重量%のような50重量%超の量で塩化ベンジル-二水素化獸脂-メチルアンモニウムを使用することがいっそうより好ましい。

【誤訳訂正3】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0130

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0130】

それぞれ、乾燥セピオライト及び乾燥サポナイトベースを意味する乾燥ベースで、80%セピオライト及び20%サポナイトの比を含有する混合スラリーを調製する。任意の粘土スラリーの10gのサンプルの一般的な乾燥条件は：130で90分と、それに続く、乾燥器中での室温への冷却である。混合物を60に加熱し、渦が生じるように攪拌する。75重量%の塩化ベンジル - 二水素化獸脂 - メチルアンモニウム (benzyl-dihydrogenated tallow-methyl ammonium chloride) 及び25重量%の塩化ジメチル - 二水素化獸脂アンモニウム (dimethyl-dihydrogenated tallow ammonium chloride) の混合物の45mmol / 100g粘土を、混合物に添加して、30分間処理する。得られた材料を真空漏斗で濾過する。濾過ケーキを、60の送風機オープン中で、およそ2~6%の水分の残存に達するように乾燥させる。次いで、0.2mmの篩を備えたブルベリセット (p u l v e r i s e t t e) ミルで粉碎する。